

議案第67号

大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第67号 大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明させていただきます。

資料の2ページをお願いします。

改正趣旨についてであります。令和8年3月2日付けで、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府・文部科学省令が公布され、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）における規定が改正されたことを受け、大津市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準

を定める条例についても同府省令と同様の改正を行うものでございます。

資料の3ページをお願いします。

改正内容についてであります。幼保連携型認定こども園の満3歳以上の学級編成基準のうち、1学級の子どもの数を、原則35人以下としていたところを、原則30人以下に引き下げることにしたものであります。

併せて、教育・保育従事職員の規定について、幼保連携型認定こども園の園児の教育及び保育をつかさどり、保育教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務保育教諭等の職が創設されたことに伴い主務保育教諭等を新たに規定することとしたものであります。

施行期日は、令和8年4月1日からの施行を予定しておりますが、施行日において、現に存する幼保連携型認定こども園の1学級の子どもの数については、令和14年3月31日までは、従前のとおり、原則35人以下とすることができるものとしております。

改正箇所については、4ページに記載のとおりです。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。